

諫早湾干拓事業の環境影響評価等の経緯

昭和 60～61 年	農水省が長崎県環境影響評価事務指導要綱（当時）（平成 12 年 4 月より長崎県環境影響評価条例が施行）に基づく環境影響評価を実施。
昭和 61 年 12 月	農水省が長崎県に公有水面埋立の承認の出願。
昭和 63 年 3 月	公有水面埋立法に基づき環境庁長官（当時）意見を提出。 公有水面埋立の承認。
平成 4 年 3 月	農水省が長崎県に公有水面埋立変更の承認の出願。 （排水門箇所数増、下水処理水放流先変更）
平成 4 年 9 月	環境庁（当時）が長崎県に見解を通知。
平成 4 年 10 月	公有水面埋立変更の承認。潮受堤防及び排水門工事に着手。
平成 9 年 4 月	潮受堤防の締切。
平成 13 年 8 月	農水省が長崎県にレビューを報告。 環境省がレビューに対する見解を公表、長崎県に通知。
平成 14 年 6 月	農水省が長崎県に公有水面埋立変更の承認の出願。 （埋立面積減（農地造成 1400ha→700ha ほか）等）
平成 14 年 7 月	公有水面埋立変更の承認。
平成 14 年 10 月	環境省が長崎県に見解を通知。
平成 20 年 3 月 31 日	農水省が長崎県にレビューのフォローアップを報告。
平成 20 年 6 月 27 日	環境省がレビューのフォローアップに対する見解を公表、長崎県に通知。